

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	51120001				
事務事業名	子ども相談事業				
予算書の事業名	子ども相談事業				
事業期間	開始年度	昭和44年度	終了年度	当面継続	業務分類
					5. ソフト事業
実施計画(H25~H27)への記載	無		実施計画(H26~H28)における区分		実施計画書に記載しない
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input type="radio"/> 2. アウトソーシング	<input type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input checked="" type="radio"/> 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02040100
部名等	民生部	
課名等	こども課	
係名等	子育て支援係	
記入者氏名	初道 ゆかり	
電話番号	0765-23-1006	

政策体系上の位置付け	コード2	511002
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	1 総合的な子育て支援対策の推進	
施策名	1. 子どもたちの健やかな成長支援	
区分	なし	
基本事業名	相談体制の充実	

予算科目	コード3	001030201
会計	一般会計	
款	3. 民生費	
項	2. 児童福祉費	
目	1. 児童福祉総務費	

◆事業概要 (どのような事業か) 家庭児童相談員を置き、家庭における人間関係の健全化及び適正な児童の養育等家庭児童福祉に関する相談、指導援助業務を行う。		◆実施計画への記載予定事業内容		上段・計画：下段・実績		計画											
対象	<この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 18歳未満の子どもがいる世帯の保護者や児童。	H26		単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度							
		H27															
		H28															
手段	<平成24年度における事業見直しの有無> 見直し無 <平成25年度の主な活動内容> 相談員または指導主事が相談業務、助言指導、専門機関紹介を行う。	◆実施計画への記載予定事業内容		対象指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度							
		① 18歳未満の子どもの数	人								6,703	6,700	6,500	6,500	6,500	6,500	
		②									6,703	6,543					
意図	<この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 保護者が安心して子どもを育て、子どもが健やかに成長する。	◆実施計画への記載予定事業内容		活動指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度							
		① 年間相談件数	件								29	30	34	38	42	44	
		② 相談が完結した件数	件								14	15	17	19	21	22	
その結果	<施策の目指すがた> 安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長していきます。 育児不安への相談体制や養育支援が必要な家庭への支援体制が整っています。	◆実施計画への記載予定事業内容		成果指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度							
		① 相談が完結した割合 (相談が完結した件数/年間相談件数)	%								48	50	50	50	50	50	
		②															
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 昭和39年厚生事務次官通知に従い、昭和44年に家庭児童室を開設し、家庭児童相談員を配置した。		◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄 全市で設置しているが、活動・内容にばらつきがある。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入													
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 、「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成15年法律第121号)により、平成17年4月から市町村が子育て支援事業を実施することになった。少子化、核家族化が進み、育児不安を訴える母親が増えているとともに、児童虐待や育児放棄など保護を要する児童や不安を訴える親が増加してきている。		◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄 全市で設置しているが、活動・内容にばらつきがある。		費目		実績		計画									
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 一般(匿名含む)の電話相談や、関係機関(学校、保育園等)や民生委員からも相談が寄せられている。		◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄 全市で設置しているが、活動・内容にばらつきがある。		財源内訳		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
◆県内他市の実施状況 ●把握している ○把握していない		◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄 全市で設置しているが、活動・内容にばらつきがある。		(1)国・県支出金 (千円)		0		0		0		0		0		0	
◆市民と行政の協働状況 ○協働している ○協働可能だが未実施 ●協働になじまない		◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄 相談業務は、プライベートな内容を扱うため。		(2)地方債 (千円)		0		0		0		0		0		0	
				(3)その他(使用料・手数料等) (千円)		9		8		7		7		7		7	
				(4)一般財源 (千円)		1,763		1,711		1,786		1,786		1,786		1,786	
				子算(決算)額((1)~(4)の合計) (千円)		1,772		1,719		1,793		1,793		1,793		1,793	
				(1)需用費 (千円)		1		36		52		52		52		52	
				(2)委託料 (千円)		0		0		0		0		0		0	
				(3)工事請負費 (千円)		0		0		0		0		0		0	
				(4)負担金補助及び交付金 (千円)		222		225		238		238		238		238	
				(5)その他 (千円)		1,428		1,458		1,503		1,503		1,503		1,503	
				A. 子算(決算)額((1)~(5)の合計) (千円)		1,651		1,719		1,793		1,793		1,793		1,793	
				①事務事業に携わる正規職員数 (人)		2		1		2		2		2		2	
				②事務事業の年間所要時間 (時間)		320		400		800		800		800		800	
				B. 人件費(②×人件費単価/千円) (千円)		1,388		1,760		3,520		3,520		3,520		3,520	
				事務事業に係る総費用(A+B) (千円)		3,039		3,479		5,313		5,313		5,313		5,313	
				(参考)人件費単価 (円@時間)		4,336		4,399		4,400		4,400		4,400		4,400	

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	保護者や家族が相談や助言を受けることで安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できる。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
● 法令などにより市による実施が義務付けられている ○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当 ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 ○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9第1項第3号(子育て支援事業 相談、助言) 魚津市社会福祉事務所家庭児童相談室設置規則(昭和44	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今までの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	相談員の研修などで質の向上が見込める反面、相談が増加、複雑化しており、成果向上の余地なし。	成果実績 中位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
あり	説明	健康センター、子育て支援センター、学校教育課の事業(健康・育児相談、発達支援相談など)と連携することで、相談体制を充実できる。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	相談件数が増加、複雑化しており、削減の余地はない。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	家庭児童相談員は嘱託であり、削減の余地はない。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	18歳未満の子どもがいる家庭すべてが相談できるので、この中での特定受益者はなし。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
平均	説明	受益者負担にそぐわない。	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施			年度
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止			
● 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
○ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	連携による相談体制の充実。制度の周知。 要保護児童対策事業を統合。 コストの方向性 維持
	中・長期的 (~5年間)	連携による相談体制の充実。制度の周知。 成果の方向性 維持

★一次評価(課長総括評価)		二次評価の要否
子ども総合相談窓口を設け、家庭児童相談員、母子自立支援員も配置し、多様な問題に対処していく必要があると思われる。		不要

★二次評価(経営戦略会議・部会)	